

平成 21 年 11 月 13 日

各 位

会 社 名 株式会社フルキャストホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 漆 崎 博 之
(コード番号 4848 東証第一部)
問 い 合 わ せ 先 エグゼクティブオフィサー 北 川 太
電 話 番 号 03-4530-4830

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月13日開催の取締役会において、平成21年12月22日に開催を予定している第17期定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」という。)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除等の所要の変更を行うものであります。

なお、決済合理化法附則第6条第1項に定める「みなし定款変更」に基づいて、当社社定款第7条は削除されたものとみなされております。

- (2) 経営体制の一層の強化・充実を図るため、役付取締役として取締役相談役を定めることができる旨の規定を新設するものであります。(変更案第19条第2項)

- (3) 取締役のほか、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映させるため、相談役および顧問を定める旨の規定を新設するものであります。
(変更案第20条)

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式 <u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 (株主名簿管理人)	第2章 株式 (削 除)
第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。	(株主名簿管理人) 第7条 当社は、株主名簿管理人を置く。 ② (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第9条～第16条（条文省略） 第4章 取締役および取締役会 第17条～第19条（条文省略） （役付取締役） 第20条 当社は取締役会の決議によって取締役の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 （新 設） （新 設） 第21条～第44条（条文省略） （新 設）</p>	<p>③ 当社の株主名簿および新株予約原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。</p> <p>第8条～第15条（現行どおり） 第4章 取締役および取締役会 第16条～第18条（現行どおり） （役付取締役） 第19条 当社は取締役会の決議によって取締役の中より社長1名を選任し、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。 ② 取締役会は、必要に応じて、その決議によって取締役相談役を定めることができる。 （相談役および顧問） 第20条 取締役会は、その決議によって相談役および顧問を定めることができる。 第21条～第44条（現行どおり） 附 則 第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。 第2条 前条及び本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>

以 上